**要支援認定が終了する際の介護予防・日常生活支援総合事業に係る説明の要点等について**

（１）説明のポイント

　利用者に，次のように説明してください。

　・水戸市において，介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が平成29年４月から開始される（開始された）。

　・介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は，それぞれ「介護予防ホームヘルプサービス」，「介護予防デイサービス」と名称が変わるが，内容に変更はない。

　・総合事業のみ利用する場合は，認定調査の代わりに，基本チェックリストという簡単な質問票に回答すればよい。

　・訪問看護，福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用する場合は，要支援認定を受けることが必要である。

（２）手続き及び説明

　まず，サービス利用に関する利用者の意向及び利用者の状態に関する介護支援専門員の見立てを基に，基本チェックリストの実施か要介護認定申請のどちらを行うか利用者に助言してください。（説明会において，基本チェックリストか要介護認定申請かを判断する際に，「対象者確認票」を実施するものと説明いたしましたが，再検討した結果，実施しないことといたしました。対象者確認票は，利用者との面談において，利用を希望するサービスや本人の状態を確認する際の参考にしてください。）

　利用者が基本チェックリスト又は要介護認定申請のどちらを行うか判断した結果により，次のとおり手続きを進めてください。

　ア　基本チェックリストを実施する場合

　　①基本チェックリストを提示し，質問項目ごとに「はい」か「いいえ」のうちあてはまる方に丸を付けるよう，利用者に促してください。また，質問事項12（BMIについて）は，身長，体重及びBMIを記入したうえで回答するよう促してください。なお，必要に応じて回答の補助をしてください。

　　②利用者が基本チェックリストに回答した後，回答に漏れがないかどうか及び事業対象者に該当するかどうかを確認してください。なお，事業対象者に該当するか否かの正式な判定は，市が行います。

　　③次の留意事項を説明してください。

　　　・利用者に代わり，基本チェックリストを市に提出する。

　　　・サービスを利用するために必要な被保険者証が，後日郵送される。

　　　・福祉用具貸与等，介護予防ホームヘルプサービスや介護予防デイサービス以外の介護予防サービスを利用する場合は，要介護認定の申請が必要である。

　イ　要介護認定の申請を行う場合

　　これまでどおり，申請代行を行ってください。